

タクシー借り上げ（単価契約）に係る入札説明書

宮崎県企業局が行うタクシー借り上げ契約（単価契約）に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記の9に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年3月4日（木）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 タクシー借り上げ（単価契約）
- (2) 業務内容 別添契約書（案）及び仕様書による
- (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- イ 物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けてないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- エ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- オ 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登載された者で、営業種目が「運送」でありかつ小型タクシーを有し、旅客を運送することのできる者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 郵便番号 880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
宮崎県企業局総務課 総務・管財担当 電話番号 0985(26)9752
- (2) 期間 令和3年3月4日（木）から令和3年3月25日（木）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 説明会

説明会は開催しないため、質問があれば別に定めた質問書を提出すること。

6 入札参加資格審査申請書の提出及び審査に関する事項

(1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和3年3月15日（月）午後5時（必着）

イ 提出場所 宮崎県企業局総務課 総務・管財担当

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

(2) 提出する書類

入札参加資格審査申請書（別紙様式1）

(3) 申請書の審査

提出された書類を審査の結果、入札参加資格を有すると認めた者に限り競争入札の参加資格者とする。

なお、入札参加希望者は提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

7 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和3年3月19日（金）午後5時までにFAX又は電子メールで通知する。

8 申請書の作成、契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約に関する事務を担当する部局等

郵便番号 880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

宮崎県企業局総務課 総務・管財担当 電話番号 0985(26)9752

10 入札質問書の提出及び回答

(1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和3年3月19日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 宮崎県企業局総務課

（電子メールアドレス：kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp）

ウ 提出方法 直接提出のほか、郵送及び電子メールによる提出を可とする。電話による質問は認めない。

(2) 提出する書類

入札質問書（別紙様式2）

(3) 入札質問書に対する回答

質問に対する回答は、入札の日時まで宮崎県企業局総務課総務・管財担当において閲覧に供する。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、企業局ホームページでの公表により周知する。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

宮崎県企業局総務課 総務・管財担当

(2) 提出期限

令和3年3月25日（木）午後5時

(3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送にあっては書留郵便（一般・簡易）に限る。）なお、入札書の提出においては入札参加資格確認結果の写しを添付すること。添付されていないものは受付できない。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も同様に別にして郵送用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

別紙入札書記載要領等による。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月26日（金） 午後1時50分

(2) 場所 宮崎県企業局庁舎5階 宮崎県建設技術推進以降会議室

(3) 立会 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結したとき。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

15 落札者の決定

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行なう。ただし、再入札については2回までとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

16 その他

- (1) この競争入札は、当該業務に係る令和3年度宮崎県公営企業会計予算の整理を条件とする。
- (2) この競争入札の落札者は、発注者の指示により令和3年4月1日付けで契約を結ばなければならない。
- (3) この説明書に定めのない事項については、企業局会計規程（平成14年企業局管理規程第6号）による。